

700MHz 帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案 に対して寄せられた御意見一覧

(別紙 7)

※受付順 (敬称略)

No.	意見 提出者	御意見
1	個人	<p>700メガヘルツ帯の割り当ての劣後条件として900メガヘルツが割り当てられていることというものがありませんでしたが、以下二点の追加(修正)を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに1ギガヘルツ未満の割り当てのあるキャリアを劣後とする ・新規参入を除き、ギガヘルツ帯の割り当て5年後、該当帯域のカバー率が90%で合ったキャリアを劣後とする。 <p>前者は公平さの観点から、後者は既存帯域を放置させる危険性から具申します。</p>
2	個人	<p>1.「周波数をより多くの者が利用できるよう、割り当てに当たっては、900MHz 帯を割り当てられた者を劣後させる」とあるが、その論理では当然800MHz 帯を既に割り当てられている者も劣後させるべきである。</p> <p>2.そもそも FPU/ラジオマイクの移行がなければ700MHz 帯の利用は一部たりとも行えない以上、900MHz 帯と違い早期に割り当てる正当な理由は無い。</p> <p>オークションの制度設計を行う時間的な余裕があるので、拙速な裁量割り当は公正な手段とは言えない。</p>
3	日本放送協会	<p>○終了促進措置が完了するまでの周波数共用</p> <p>終了促進措置が完了するまでの間、FPUおよび特定ラジオマイクの現行周波数を携帯電話が利用する場合はFPUおよび特定ラジオマイクが優先利用とされています。この共用期間に携帯電話の基地局が利用可能な地域や日時を検討する際には、放送番組の制作に影響しないよう具体的な施策等に関し放送事業者との協議が必要です。700MHz 帯は複数の開設者が認定されますので、有害な混信がない共用を可能とし円滑な周波数移行を進めるためには、放送事業者との協議窓口を一本化するなど認定開設者間で共同して対応されることが必要です。したがって、共用期間における共用に関する協議についても認定開設者が共同で対応する旨が開設指針に盛り込まれることを求めます。</p> <p>○地上デジタル放送への受信障害の防止および解消</p> <p>本年2月17日に情報通信審議会から答申された「700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術的条件」では、700MHz 帯携帯電話システムは地上デジタル放送を受信するブースターやテレビの受信装置の一部に障害を与えるという技術検討結果が報告されています。この検討結果から700MHz 帯携帯電話システムが普及する過程では、全国で地上デジタル放送への受信障害の発生に備えることが必要</p>

		<p>となります。</p> <p>地上デジタル放送の受信者に混乱を与えることなく円滑に受信障害を防止し解消するためには、以下のような対策への万全の備えと実施体制が必要と考えます。</p> <p>(1) 障害の防止に向け受信障害が予測される地域に対しては事前の周知を実施したうえであらかじめ事前対策を行うこと、また、障害の申告先の周知を徹底し障害があった場合に速やかな障害の解消が図れるよう、全国的な対策組織を構築し万全な周知広報連絡体制を敷くこと</p> <p>(2) 個別アンテナの受信、集合住宅などの共同アンテナの受信、室内アンテナ受信、携帯ワンセグ受信、および車載受信など地上デジタル放送の受信形態別に、受信者が納得する適切な対策手法が講じられていること</p> <p>(3) 700MHz 帯携帯電話およびその基地局からの電波を抑制するフィルターを内蔵するブースターや受信装置が普及するまでの期間は、基地局設置後の後住者についても障害の防止および解消が必要であることなど</p> <p>上記のような対策への万全の備えと実施体制に仮に不備があった場合には、地上デジタル放送の受信者には障害の原因が不明であったり、申告先がわからないことで、障害時には放送事業者に相談や苦情が寄せられることが想定されます。そのようなことがないように受信障害の防止および解消の具体的な計画に関し、放送事業者への情報提供も必要となります。</p> <p>したがって、携帯電話の基地局の開設指針には、ブースター障害等の防止又は解消の計画に受信障害の防止と解消に向けた放送事業者への情報提供に関する事項を記載することを求めます。また、上記(1)～(3)などのような具体的な対策の計画を審査することで、万全の対策実施体制が確保されることを求めます。</p>
4	山田肇氏	<p>1. 特定ラジオマイクと FPU の移行費用は、新免許人にも応分の負担を求めるというポーズなのか、新規参入を阻止するよう障壁を高く見せるためなのか、異様に過大に見積もられている。移行費用は第三者を入れて再見積もりすべきである。</p> <p>特定ラジオマイクは、今後、地上デジタル放送の空きチャンネル(ホワイトスペース)か、新たに設定される 1.2GHz 帯を利用する。業界団体である特定ラジオマイク利用者連盟は「1.2GHz 帯は使いにくく、開発期間が必要」という意見なので、多くはホワイトスペースに移ると考えられる。</p> <p>ホワイトスペースのワイヤレスマイクはアメリカで広く利用されている。Amazon.com で「professional wireless microphone system」あるいは「in-ear monitors」と検索すると、100 から 600 ドルの製品を多く見つけることができる。これに対して電波部の見積りは、1 局あたり 180 万円から 540 万円となっており、およそ 100 倍と異様に過大である。</p> <p>FPU の利用頻度は著しく低い。特定ラジオマイク利用者連盟の公開情報によれば、駅伝やマラソンが多い 1 月でも、2005 年は 52 回、06 年は 64 回、07 年は 60 回、08 年は 65 回、09 年は 79 回しか利用されていない。</p> <p>SNG (Satellite News Gathering) や GHz 帯の電波を使った FPU が主に利用され 800MHz 帯 FPU はバックアップに過ぎないので、移行させる価値はない。最近では携帯のテレビ電話機能を利用した中継もある。700MHz 帯携帯は高速なので映像品質はさらに向上する。ほかにもバックアップ手段は考えられる。</p>

		<p>FPU は廃止と決めれば、ラジオマイク向けの約 3 万円×約 2 万局＝約 6 億円だけが新免許人の負担となる。特定ラジオマイクと FPU の移行費用は、新免許人にも応分の負担を求めるというポーズなのか、新規参入を阻止するように障壁を高く見せるためなのか、異様に過大に見積もられている。移行費用は第三者を入れて再見積もりすべきである。</p> <p>2. 効果が薄く普及が期待できず、ガラパゴス化が確実な ITS への割当は、民主党政権下で一度決定したことではあるが、電波を真に有効に利用するために見直すべきである。</p> <p>700MHz 帯 ITS の第一の問題は、見通し外車両との事故防止という効果が得られにくいことである。出会い頭衝突が防止できるは、両方の車両が 700MHz 帯 ITS を装備していた場合に限られ、片方だけが装備したときには役に立たない。よって、普及率が 50%で防止できるのは $0.5 \times 0.5 = 25\%$ の事故に、普及率 70%でも 49%に限られる。警察庁の統計では、2011 年中の交通事故 69 万件のうち 18 万件が出会い頭衝突である。したがって期待される効果は、普及率が 50%でおよそ 5 万件ということになる。一方、この 10 年間で、従来施策だけで(700MHz 帯 ITS なしに) 出会い頭衝突は 6 万件以上減少してきている。</p> <p>ETC では効用は普及率に比例する(装備した車両はただちに ETC が利用できる)。これに対して、700MHz 帯 ITS では効用は普及率の二乗に比例し、ETC よりも減じられるため、運転者にとって魅力は少なく普及に弾みが期待できない。</p> <p>第二の問題は、諸外国で 700MHz 帯を ITS に利用する計画がないことである。米国と欧州では ITS には 5GHz が用いられている。アジア太平洋地域での周波数配分の調和を目的に組織されている APT Wireless Group でも、700MHz 帯 ITS は議論の対象になっていない。このまま強行しても 700MHz 帯 ITS は国内でしか利用できない、したがって輸出できないガラパゴス技術となることが確定している。</p> <p>効果が薄く普及が期待できず、ガラパゴス化が確実な ITS への割当は、民主党政権下で一度決定したことではあるが、電波を真に有効に利用するために見直すべきである。</p>
5	個人	<p>特定ラジオマイクのユーザーです</p> <p>世界的な周波数再編ならびに移動体通信のニーズ拡大、デジタルTV放送網の更なる構築など周波数移行の重要性について理解することはできます。</p> <p>しかしながら、ニュースや新聞などの報道から通信事業者の動向ばかりが大きく取り上げられ 現在使用しているワイヤレスマイクロフォンの先行きに不安を感じています。</p> <p>つきましては、再免許の交付についての方針など告知して頂けたらと考えます。</p>
6	社団法人日本民間放送連盟	<p>① はじめに</p> <p>「周波数再編アクションプラン(平成 23 年9月改定版)」改定の際にも述べたとおり、FPU/特定ラジオマイクは放送番組の制作や中継において必要不可欠な無線システムであるため、その周波数移行については「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」で整理された検討方法や移行手順等に沿って、業務が支障なく継続できることを見極めながら具体化していく必要があります。また、周波数移行に伴い、放送番組の制作や中継において過度の制約や負担が生じてはならないと考えます。</p> <p>② 終了促進措置による周波数移行について</p> <p>本開設指針案によって実施が見込まれる終了促進措置に沿って、民放事業者はFPU/特定ラジオマイクの周波数移行に着手し、周波数の更なる有効利用に協力することとなりますので、行政は関係技術基準の整備や混信防止措置の検討などを一層促進し、円滑な周波数</p>

移行に万全を期すべきと考えます。また、そうした作業においては放送事業者の技術的知見や経験を十分に踏まえて、結論を得ていくことが肝要と考えます。

なお、終了促進措置に関する開設認定者と既存免許人との協議が難航するようなことがあれば、行政は関係者に対する説明等に努め、課題解決に向けた環境を整えるなど、円滑な合意形成を支援していただきたいと考えます。

③ 「周波数使用計画」の一部変更案について

FPU／特定ラジオマイクの周波数移行先等について規定した「周波数使用計画」の一部変更案は、概ね妥当な内容と考えます。

ただし、地上テレビジョン放送用周波数(470～710MHz)のホワイトスペースにおいて特定ラジオマイクを運用する際は、一次業務である地上テレビジョン放送に対して干渉妨害を発生させないことを確実に担保する必要がありますので、特定ラジオマイクに関する今後の制度整備において適切に措置するよう、強く要望します。

また、FPU／特定ラジオマイクの移行先候補である 1.2GHz 帯については、BS・CS放送受信で使用される中間周波数に相当することに対して、注意が必要だと考えます。これが周波数移行の障害とならないよう、行政が放送受信への影響の程度や規模を精査したうえで、適切に措置すべきものと考えます。

さらに、1.2GHz 帯においてFPUと特定ラジオマイクを安定的に運用するためには、両者間の運用調整に加え、これらが無線標定業務などと円滑に周波数を共用できる仕組みを構築する必要があると考えます。

④ 現行FPU／特定ラジオマイク廃止までの間の周波数共用について

本開設指針案において、開設認定者がFPU／特定ラジオマイクの免許人との間で協議すべき終了促進措置の内容に“現行FPU／特定ラジオマイクの廃止・変更までの間に特定基地局と周波数を共用する場合の共用条件”が盛り込まれておりますが、この点は重要だと考えます。

こうした周波数共用については、「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」において、FPUは“マラソン中継のように、利用期間、場所があらかじめ特定できるものは、2015 年以降も当面の間、免許人間で調整を図りながら利用を図る”旨が、特定ラジオマイクは“2015 年以降も当面の間は、免許人間で調整の上、既存ラジオマイクの利用を適宜可能とする”旨が、それぞれ明記されております。これは円滑な周波数移行の前提となるものですので、十分な配慮が必要と考えます。

また、放送事業者は一定期間、同一用途の無線設備として、現行FPU送信機と新周波数帯のFPU送信機を両方保有し、徐々に新周波数帯に移行させていくことが想定されます。その間の電波利用料については二重負担とならないよう、適切に対応いただきたいと考えます。

⑤ ブースター障害等の防止について

700MHz 帯移動通信システムの導入に伴い、地上テレビジョン放送受信のブースター障害等が懸念されますので、本開設指針案において開設認定者の防止・解消義務を明記したことは、国民・視聴者の保護、ならびに地上テレビジョン放送ネットワークの安定的な運用維持の観点から、妥当なものと考えます。

この趣旨に沿って、開設認定者が連携して積極的な対策計画を立て、障害発生の防止に万全を期すとともに、万一、障害が発生した場合は、遅滞なく確実に対処するよう要望します。

7	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンク BB 株式会社	<p>1. 現行 700MHz 帯 FPU (36MHz 幅) の移行先は、1.2GHz 帯 (60MHz 幅) と 2.3GHz 帯 (40MHz 幅) が候補であるが、1.2GHz 帯を優先して利用し、2.3GHz 帯は、すでにアジア諸国でも移動体通信での利用が加速しており、この需要に備え利用を控えるべきである。</p> <p>2. FPU と特定ラジオマイクは、700MHz 帯においては、共有して利用してきた経緯があり、電波利用上、有効であったことから、引き続き共有して使用し、望ましくは現行と同じ 36MHz 幅以内で利用すべきである。</p> <p>移行にあたって、使用帯域幅を増加させるべきではない。</p> <p>3. 特定ラジオマイクは、ホワイトスペースを利用する場合においても周波数有効利用の観点から将来の地上波デジタルの更なるリパック※を前提に、UHF42CH 以下のホワイトスペースに移行すべきである。</p> <p>4. 特定ラジオマイクの移行は、デジタルとアナログが併用されているが、周波数有効利用の観点から移行後は、デジタルのみとするべきである。</p> <p>5. スマートフォン等の普及により、移動体通信用の周波数が足りなくなると今後も予測される中、国際的にも移動体通信用として用意されている 2.3GHz 帯は 3GPP のバンド 40 として規定されているため、国際的なハーモナイズを考慮すると、2.3GHz 帯は移動体通信用に割当を変更すべきである。</p> <p>※更なるリパックに関する当社意見</p> <p>平成 21 年 1 月 12 日付「ホワイトスペースの活用方策など新たな電波の利用方策に関する提案」に関する要望書</p> <p>平成 22 年 2 月 26 日付「放送用周波数使用計画の一部変更案に関する意見募集」に関する意見書</p>
8	日本テレビ放送網株式会社	<p>1. 当社は FPU と特定ラジオマイクの免許人であり、700MHz 帯の移動通信システム導入のため周波数移行することになる。FPU と特定ラジオマイクは報道取材や放送番組の制作において必要不可欠な無線システムであるため、移行に当たっては現在と同様な運用ができ放送番組制作の業務が支障なく継続できるよう行政における適切な制度整備、および終了促進措置が確実に実施されるよう望む。</p> <p>2. 終了促進措置</p> <p>終了促進措置は免許人(放送事業者)と認定開設者との協議し合意および具体化していくが、それと並行して円滑な移行を完遂するために、行政においても関係技術基準の整備や混信防止措置の検討などを促進すべきである。</p> <p>また、免許人と開設認定者との協議において難航することがないように行政による関係者に対する十分な説明を求める。</p> <p>3. 現行周波数での共用／電波利用料</p> <p>FPU および特定ラジオマイクの周波数の移行においては、これらの無線を使用する放送番組の制作システムを急激には変更はできない。従って、新しい周波数帯の無線システムは段階的に、かつ現行の 700MHz 帯の無線システムを併用しながら導入せざるを得ない。</p> <p>今般の周波数割当計画案では、700MHz 帯での FPU／特定ラジオマイクと特定基地局と周波数共用をする場合の条件が示されたが、既存無線局に有害な混信を与えないための具体的な施策を求める。</p> <p>また、上記のように放送事業者は一定期間、現周波数帯の無線局と新周波数帯の無線局を両方保有し、段階的に新周波数帯に移行させていくことが想定される。</p>

		<p>そこでその期間の電波利用料については二重負担となる事のないよう適切な対応を求める。</p> <p>4. ブースター障害等の防止または解消 今回提示された 700MHz 帯開設指針案のいわゆる絶対審査基準に「ブースター障害等の防止又は解消に関する計画」が含まれたことは、地上デジタルテレビジョン放送の視聴者保護の観点より評価する。 地上デジタルテレビジョン放送は国民の生命と財産を守るライフラインであることから、その受信に支障を与えないことはきわめて重要であり、ブースター障害等の防止又は解消に関する計画については、競願時審査基準においても、確実性、具体性について審査対象とすべきと考える。</p> <p>5. 移行先周波数について 本開設指針案で提示された FPU および特定ラジオマイクの移行周波数および帯域幅(「周波数割当計画案」と同一)については概ね妥当といえる。 ただし、特定ラジオマイクの移行先である 470～770MHz は、TV ホワイトスペース帯であり、言うまでもなく既存の一次業務である地上デジタルテレビジョン放送の保護が第一であることから、その視聴等に混信妨害を与えることがないように特定ラジオマイクの制度整備では十分に配慮されるべきである。 また、FPUと特定ラジオマイクの移行先である 1.2GHz 帯は、無線標定業務等複数の業務と周波数を共用するので、これらと円滑に共用できるような仕組みを構築する必要がある。 さらに、1.2GHz 帯は BS/CS 放送受信で使用される中間周波数と同一周波数帯になる。この 1.2GHz 帯で FPU と特定ラジオマイクの運用においては、BS/CS 放送受信に影響を与えぬよう、行政として適切な対応を要望する。</p>
9	朝日放送株式会社	<p>700MHz 帯の FPU が移行先として想定されている周波数のうち、1.2GHz 帯に移行する場合には、BS 受信機の IF 帯に干渉を及ぼすことが懸念されており、何らかの対策を実施しなければならないと考えられています。無線設備の取得費用・工事費用については特定基地局の認定開設者が負担することが指針案に記載されていますが、このような対策費用についても負担する者を明確にし、移行させられる者が負担することにならないような制度を望みます。</p> <p>また、特定ラジオマイクの移行先として想定されている周波数の中に、ホワイトスペースが含まれていますが、特定ラジオマイクをホワイトスペースで使用した場合に地上デジタル放送の受信に混信を与えることのないように運用させる必要があります。ホワイトスペースを使った特定ラジオマイクの周波数割当状況、運用場所や運用時間等の情報を公開し、地上デジタル放送事業者が把握できるような制度とすることを望みます。</p>
10	社団法人日本演劇興行協会	<p>私ども舞台公演、コンサート、イベント会場および放送・映画関係等で使用される特定ラジオマイク(A型ラジオマイク、A型ワイヤレスマイクと言われており、全国で 2 万本以上の利用がされている)の利用者は、特定ラジオマイクの利用が活性化し、文化芸術の発展が期待され、利便性の向上がさらに図られる方向で、総務省の指導による「周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定)(案)」の実現によって現行使用している 700MHz から周波数移行を強いられる立場を十分に配慮いただき、この帯域で検討される特定基地局の開設については、下記の最低限の条件を満たすことを要望いたします。</p>

		<p>1. 総務省の指導の下、特定ラジオマイク事業者による周波数移行先での新機器の安定運用が確保されるまでは、現行の使用帯域との併用を保障し、認定開設者の運用は一切開始されないことを要求します。</p> <p>2. 費用補償に於いて、機器、設備工事(携帯電話の新規利用周波数帯の電波抑制装置の新規設置を含む)、工事の為の休館時の営業補償、免許更新に要する費用など、今次の周波数再編によって移行を迫られる事業者たちが、いささかも営業的損失を被ることのないように、全ての必要な費用が補償されることを要求します。</p> <p>3. 認定開設者と被移行側が円滑に交渉を進めることが出来るよう、総務省の指導の下、当事者間の直接交渉ではなく、それに代わる適切なシステムが構築されることを強く要求します。</p> <p>4. 周波数移行先で使用する新機器が延滞なく供給、及び不可欠な付随工事などが延滞なく施工されるように、総務省が指導することを要求します。</p> <p>認定開設者は、周波数帯域移行となる特定ラジオマイク事業者に対して、移行先で現在と同等以上の運用が出来るように、十分に配慮されることを要望致します。</p>
11	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<p>昨今のデータ通信利用の拡大傾向により急増しているトラフィックに対応するため、弊社は周波数有効利用率の高いLTE方式の導入など、これまでできる限りの対策を実施してきております。しかし、今後もトラフィックの増加傾向が続き、将来的には様々な対策の実施にも関わらず、対応が困難になる状況が想定されるため、今回、700MHz 帯の割り当てに向けた制度整備が進行していることを歓迎するとともに、可能な限り速やかに周波数割当てが実施されることを強く希望します。</p> <p>以下、各項目について、意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. ブースター障害対策について</p> <p>ブースター障害については、情報通信審議会報告書に、その発生メカニズムと対策の考え方として「LTE から TV 放送への帯域外干渉は、現行のTV受信機器、TV受信用ブースターが、リパック前までのTV放送帯域である710～770MHzを受信するように設計されていることから、710MHz以上の帯域に新たなシステムが導入された際、新システムから発射される主波を干渉波として受信することにより発生する。短期的な対策としては、TV受信系への受信フィルタ追加、高性能な受信アンテナへの交換による垂直面指向性の向上、利得調整やアッテネータの挿入(ブースター有りの場合)などが考えられる。また、長期的な対策として、今後製造されるTV受信機器、TV受信用ブースターは、710MHz以上の帯域を利用する新システムからの帯域外干渉による影響を回避する対策を講じたものとする必要がある。そのため、関係機関を交えて検討を行うことが必要である。」との記載があります。</p> <p>既に設置されているブースター等について、上記の短期的な対策として、700MHz帯の認定開設者が追加フィルタ挿入等による対策</p>

		<p>を施すことについて異議はありません。</p> <p>しかし、ブースター障害の発生メカニズムを踏まえると、以下に例示するような長期的かつ抜本的な対策を短期的な対策と平行して、関係機関全体で推進していくことが、貴重な電波を有効に活用するために必要不可欠であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 新たに製造されるブースター等について旧TV放送帯域からの耐干渉性能を向上すること ✓ 新仕様のブースター等装置の流通を促進すること ✓ 今後、旧仕様のブースター等装置の流通、設置を出来る限り行わないようにすること ✓ 上記のような対策を、関係機関全体で促進するべく、総務省殿のイニシアチブのもと、周知・啓発活動を行うこと <p>2. 既存免許人等の情報提供について</p> <p>開設計画を策定するためには、移行対象免許人の詳細情報、ブースター干渉関連情報、TVリパック進捗状況、など、様々な情報が必要不可欠であると考えます。開設計画の申請を行おうとする者に対して、できるだけ早期に情報提供がなされることを希望します。</p>
12	Wireless City Planning 株式会社	<p>1. 現行 700MHz 帯 FPU (36MHz 幅) の移行先は、1.2GHz 帯 (60MHz 幅) と 2.3GHz 帯 (40MHz 幅) が候補であるが、1.2GHz 帯を優先して利用し、2.3GHz 帯は、すでにアジア諸国でも移動体通信での利用が加速しており、この需要に備え利用を控えるべきである。</p> <p>2. FPU と特定ラジオマイクは、700MHz 帯においては、共有して利用してきた経緯があり、電波利用上、有効であったことから、引き続き共有して使用し、望ましくは現行と同じ 36MHz 幅以内で利用すべきである。</p> <p>移行にあたって、使用帯域幅を増加させるべきではない。</p> <p>3. 特定ラジオマイクは、ホワイトスペースを利用する場合においても周波数有効利用の観点から将来の地上波デジタルの更なるリパックを前提に、UHF42CH 以下のホワイトスペースに移行すべきである。</p> <p>4. 特定ラジオマイクの移行は、デジタルとアナログが併用されているが、周波数有効利用の観点から移行後は、デジタルのみとするべきである。</p> <p>5. スマートフォン等の普及により、移動体通信用の周波数が足りなくなると今後も予測される中、国際的にも移動体通信用として用意されている 2.3GHz 帯は 3GPP のバンド 40 として規定されているため、国際的なハーモナイズを考慮すると、2.3GHz 帯は移動体通信用に割当を変更するべきであり、当社は、2.3GHz 帯の割当を要望したい。</p>
13	個人	<p>①なぜ 700MHz の割当てを急ぐのか なぜ 700MHz の割当てを急ぐのか。</p> <p>携帯電話が使用する周波数が足りなくなっているから急がなければならないというのは言い訳にならない。 700MHz は 2015 年にならないと使えない。</p> <p>割当てを受けた携帯電話事業者が基地局や端末の準備をする時間を考慮しても早すぎる。割り当てた後に事業者の事業計画や経営状態が変化して 700MHz が未使用になるような状況になれば誰が責任を取るのか。</p>

		<p>なぜ今年の夏頃に割当先を決めてしまうのか。 こんなに早く割当てを決めてしまうことに何のメリットがあるのか。</p> <p>②700MHz を使用している FPU とラジオマイクについて FPU はほとんど使用されておらず、衛星回線があれば十分事足りるはずなので立退き料を払う必要はない。 ワイヤレスマイクは海外製のホワイトスペース用のものを使えば一台数万円で入手可能である。 上記手段なら立ち退き料は数億円で済むはずである。なぜ上記の方法ではなく 526～1446 億円も費用がかかるのか。どうせ天下り法人を 太らせるためだけの費用になるに違いない。</p> <p>総務省に明確な回答を求める。</p>
14	イー・アクセス株式会社	<p>当社は今回の開設指針案は、総務省殿がこれまで促進されてきた 3.9 世代移動通信システムの普及を目途に策定されており内容として 適切なものであると考えます。</p> <p>この政策方針ののっとして、割当数については、トータルの周波数幅 30MHz に対し 10MHz 幅 LTE が可能となる最大限の数である 3 者 に認めることで、競争がより促進され、超高速ワイヤレスブロードバンドの全国展開が早期に図られるものと考えます。</p> <p>また、現在周波数オークション制度の導入のための電波法改正案が国会に提出されておりますが、900MHz 帯の開設指針に引き続き、 700MHz 帯の割当についても現行の制度下で行うとしたことは適切であると考えます。現在、トラフィックが大きく増加し周波数需要が急激 に増大しているモバイル通信市場の共通課題に鑑み、携帯電話事業者における将来計画への予見性を高める観点からも速やかな周波 数割当てを行っていただくことが必要と考えます。</p> <p>なお、当社は、以下に関しては、今後ご検討の上、反映または何らかの方策を示していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 700MHz 帯の希望周波数が重複した場合の優先的割当において、別表第三の競願時審査基準に基づき希望順位を決めるとすること については賛成しますが、優先的割当に関する競願審査においては、900MHz 帯の審査結果において公表された基準 A、B、C の合計点 における比率(それぞれ 1/3)を変更しないようにしていただきたいと考えます。また、周波数のイコールフットイングの観点より、「プラチナ バンドの有無」の配点を「割当周波数に対する契約数」よりも大きくしていただきたいと考えます(例:4 点満点で、プラチナバンドの有無を 3 点、割当周波数に対する契約数を 1 点)。</p> <p>(2) 開設指針案において、認定開設者は地上デジタルテレビのブースター障害の防止・解消を行うこととなっております。認定開設者が既存 のブースター対策を行うことについては、やむをえないものと考えますが、携帯電話からの干渉を受けやすいブースターが増え続け際限の 無い対策が必要となることを防ぐために、ブースター障害の対策期間及び対象を限定する等の方策を開設指針において規定することをお 願いしたいと考えます。また、ブースター障害対策費用については認定開設者間の負担の分担について合理的であるよう、総務省殿とし ても注視いただきたいと考えます。さらに、一部の例外地域を除きテレビ放送は既に 52CH 以下を使用していることから、携帯電話の帯域 を増幅しないブースターを製造・販売すること、並びにブースターの適切な設置・調整を行うことを、総務省殿より製造メーカ、販売店、設置 業者を強力に指導いただきたいものと考えます。</p>

		<p>(3) 本開設指針に基づき申請する特定基地局開設計画には、終了促進措置等に関する記載を行うことになり、これまでの開設計画の申請よりも作成に要する時間が必要であり、時期も4月末から5月の連休期間をはさみますので、申請期間は法に定められた期間よりも十分長めにさせていただきようお願いいたします。</p> <p>(4) 周波数オークション制度導入のための電波法改正案が国会に提出されていることに関連して意見を述べます。オークション制度には分かりやすさや透明性といったメリットもありますが、細部の制度設計が重要であるため、実施に至るまでには相応の期間が必要になることから、オークション導入は2015年ごろに実用化が見込まれる第4世代とすることが妥当であると考えます。</p>
15	日本舞台音響家協会	<p>特定ラジオマイクの周波数移行に関する費用補償については、指針案の終了促進措置(実施事項や透明性確保)として対象免許人(特定ラジオマイクユーザー)に一定の配慮をしていることは評価します。しかし、新機器の検証期間と免許廃止時期、移行費用補償の算出など、実施事項の具体的な決定はすべて個々の協議となっていることを懸念し、以下の3つの事項を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 移行先周波数帯における特定ラジオマイクの安定した運用を確保するため、特定ラジオマイクユーザーの使用環境を考慮した新機器の検証期間を設け、現行の使用帯域との併用を保障すること。 2) 費用補償では、機器、免許廃止時の撤去費も含む設備工事、検証期間を含む免許更新に要する費用など、周波数再編によって移行せざるを得ない特定ラジオマイクユーザーが損失を被ることのないよう、移行によって生ずる全ての費用が補償されること。 3) 認定開設者と特定ラジオマイクユーザーの交渉が円滑に行われるよう、新機器の安定した出荷・供給と終了促進措置の具体的なシステム整備を、総務省の指導の下で行うこと。 <p>以上の要望を踏まえた終了促進措置が実施されることを強く願います。</p>
16	株式会社毎日放送	<p>我々放送事業者は、現在、日常的に770～806MHzのFPUや特定ラジオマイクを運用しています。その観点から、今回の700MHz帯を使用する移動通信システムに関する2つの意見募集に対し、総論として意見を述べます。</p> <p>700MHz帯FPUは現在、ロードレース中継に多く使用されています。この周波数帯ではOFDM変調システムと相まって、見通し外通信でも良好な電波伝搬を得ています。</p> <p>しかし移行先として予定される1.2GHz帯、2.3GHz帯においてロードレース中継を行う場合、1.2GHz帯では現在の2倍、2.3GHz帯では3倍の受信点が必要ではないかと推測されます。受信設備の増大はすなわち受信機、受信架台の設置、受信点から伝送するための送信機など、過大な負担増を強いる可能性があります。このような周波数移行に伴う制約や負担が生じないよう、確実に対処されることを望みます。</p> <p>なお1.2GHz帯では、沿道のBS受信機に対する影響や、無線標定業務からの影響も懸念されます。2.3GHz帯においては、韓国の携帯電話会社が使用している関係で、中国・九州地方の日本海側での運用に制限がかかる恐れがあります。</p> <p>また、隣接するB型ワイヤレスマイクについてはこのまま運用されますが、700MHz帯FPUが他の周波数に移行した後、この周波数帯を使用する新しい通信事業者の運用により、お互いに影響を及ぼす可能性があることを危惧します。</p> <p>以上のように周波数移行には様々な課題があります。これらの課題について解決策が見出され、放送事業者にとって従来と変わらない安定した運用が可能になるとともに、700MHz帯が移動通信システムで有効に活用されますよう、これまで同様の関係各位のご尽力を切望します。</p>

17	KDDI 株式会社	<p>700MHz 帯における特定基地局の認定を早期に取得できるようにするため、本指針(案)について基本的に賛成いたします。さらに一層の電波有効利用を図るために次の意見を提出します。</p> <p>(1) 本指針(案)において、地上デジタルテレビ放送の受信ブースターの対策期間が明確にされておきませんが、開設指針に基づくテレビ受信ブースターの対策期間についても、700MHz 帯に係る開設計画の認定期間と同等とすることが妥当であり、これを指針に明記すべきと考えます。</p> <p>(2) 地上アナログテレビ放送で使用されていた周波数帯を特定基地局に割り当てることとした今回の周波数再編では、テレビ受信ブースター障害の可能性があります、未だその規模は示されておきません。その対策は速やかに、かつ大きな混乱がないように実施する必要があると認識しており、その観点から、以下について要望いたします。</p> <p>(ア) テレビ受信ブースター対策を速やかに完了し、割り当てられた 700MHz 帯を早期に利用することは、周波数有効利用の観点からも必至であり、全ての認定開設者は、この趣旨を認識しテレビ受信ブースター対策を共同で円滑に行う必要があると考えます。しかしながら、対策に先立ち実施される認定開設者間の協議において合意に遅れが生じ、テレビ受信ブースター対策全体に影響を及ぼすような状況に至ることも否定できません。そのような場合には、早期解決に向けた行政による関与等の措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p>(イ) 影響を受ける従来型のテレビ受信ブースターが、700MHz 帯に係る開設計画の認定以降も新たに設置・利用されることのないよう、関係者に対し早期に周知・啓発を図る措置が関係省庁や業界団体等によって講じられるよう要望いたします。また、特定基地局からテレビ受信ブースター障害が発生した場合に、認定開設者による対策等が円滑に実施できるよう、国民への広報・周知活動について、関係省庁や業界団体等による措置が講じられるよう要望いたします。</p>
18	東宝株式会社	<p>東宝株式会社は 80 年以上に亘り、演劇やミュージカルなど様々な演目を在京の直営 2 館に加えて全国各地においてツアー公演し、我が国の文化芸術の発展に貢献していると自負しております。特定ラジオマイクは、演劇やミュージカル公演の上演に欠くことのない重要な機器として、下記の運用環境で、特定ラジオマイク利用者連盟の運用調整の下、20 数年に亘り問題なく運用して参りました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全国共通周波数帯(770～806MHz)で運用が可能 2. 全国共通チャンネルプラン設定で運用が可能 3. 全国同一機器で運用が可能 <p>総務省の指導による「周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定)(案)」が実現した場合、周波数移行を強いられる特定ラジオマイクユーザーとして、現行の特定ラジオマイク環境と同等以上の条件を満たす為、特定ラジオマイクの文化的な役割を十分配慮して、この帯域で検討される特定基地局の開設については、下記の最低限の条件を満たすことを要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総務省の指導の下、特定ラジオマイク事業者による周波数移行先での新機器の安定運用が確保されるまでは、現行の使用帯域との併用を保障し、認定開設者の運用は一切開始されないことを要求します。 2. 費用補償に於いて、機器、設備工事(携帯電話の新規利用周波数帯の電波抑制装置の新規設置を含む)、工事の為の休館時の営業補償、免許更新に要する費用など、今後の周波数再編によって移行を迫られる事業者たちが、いささかも営業的損失を被ることのないように、全ての必要な費用が補償されることを要求します。 3. 認定開設者と被移行側が円滑に交渉を進めることが出来るよう、総務省の指導の下、当事者間の直接交渉ではなく、それに代わる適切

		<p>なシステムが構築されることを強く要求します。</p> <p>4. 周波数移行先で使用する新機器が延滞なく供給、及び不可欠な付随工事などが延滞なく施工されるように、総務省が指導することを要求します。</p>
19	<p>社団法人日本芸能実演家団体協議会</p>	<p>「700MHz 帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案」第十項5号、「700MHz帯開設指針案の概要資料」『Ⅱ-2.競願時審査基準』において、“機材補償を含む、周波数移行に係る費用を多く負担可能”な点を重視されていることについて評価します。ただし「終了促進措置(機材補償)」に関して、実際に事業者(認定開設者)と直接協議となった場合、具体的なやりとりについて指針が示されておらず、ユーザー側が求める機材補償が十分に得られるのか懸念しています。</p> <p>移行については以上のような条件が多数あり、それが満たされ、利用活性化や利便性向上につながる運用が保証されるよう強く要望致します。</p>